

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案（閣法第三一号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、子女教育手当の支給年齢要件及び支給加算限度額を改定する。
- 二、住居手当の支給要件を改定する。
- 三、在青島及び在ナツシユビルの各日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 四、在マカッサル日本国総領事館を廃止する。
- 五、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 六、外務公務員の研修員手当の支給額を改定する。

なお、衆議院において、施行期日を平成二十年四月一日から公布の日に改めるとともに、給与に関する規定は平成二十年四月一日から適用するものとする等の修正が行われた。